

精神又は身体の障害に係る最低賃金の減額特例許可申請 に係る複数の業務を行う場合の労働能率の計算方法



高崎労働基準監督署

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請について、減額対象労働者に従事させようとする業務の種類が複数あるときは、各業務の作業割合と労働能率を計算して、業務全体の労働能率を算出する方法（加重平均）により業務全体の労働能率を算出していただく必要があります。

例えば、減額対象労働者が商品の箱詰め、商品の包装、商品の検査、清掃の4種類の業務に従事させるときは、加重平均により労働能率を計算する必要があります。

以下、4種類の業務に就く労働者を例にして、複数業務に就く労働者の労働能率を算出する流れを説明します。

最低賃金の減額の特例許可制度の概要については、群馬労働局のホームページをご参照ください。



○手順1 作業割合（作業比率）を算出

減額対象労働者に従事させる業務全体を100%として、それぞれの業務量を調査し、それぞれの作業割合（作業比率）を算出します。算出した作業割合は、手順4の加重平均の計算で用います。

作業割合の例

商品の箱詰め・・・50%	商品の包装・・・30%
商品の検査・・・15%	清　　掃・・・　5%

○手順2 各業務の作業量を実測する

上記 から までの業務について、減額対象労働者と比較対象労働者で、次の表のとおり作業量を実測します。

測定方法は、作業時間あたりにどのくらい作業を行うことができたか、または、作業を完了するのにどのくらい時間を要したかという観点で実測します。

例：「10分間で作業を終えた個数を計測し比較する」
「10個作るのにかった時間を計測し比較する」
など

従事する業務が4種類ある場合の作業実績の例

作業月日	商品の箱詰め				商品の包装				商品の検査				清掃			
	作業時間	作業量		作業時間	作業量		作業時間	作業量		作業時間	作業量		作業時間	作業量		
		比較対象 労働者	減額対象 労働者		比較対象 労働者	減額対象 労働者		比較対象 労働者	減額対象 労働者		比較対象 労働者	減額対象 労働者		比較対象 労働者	減額対象 労働者	
4月1日	1時間	90	12				10分	7	2							
4月2日	1時間	100	20				10分	8	1							
4月3日	1時間	85	10	30分	12	3										
4月4日	1時間	95	15	30分	10	5										
4月5日	1時間	110	24				10分	6	1							
4月8日	1時間	70	5				10分	7	1	10分	10			3		
4月9日	1時間	85	9	30分	8	6										
4月10日	1時間	77	8	30分	9	4				10分	10			5		
4月11日	1時間	113	25				10分	10	3							
4月12日	1時間	88	10				10分	11	4	10分	10			5		
4月15日	1時間	96	17	30分	11	5										
4月16日	1時間	82	10	30分	10	3										
合計		1091	165		60	26		49	12		30		13			

○手順3 各業務の労働能率を計算する

手順2で、実測した各業務の作業量を基に、減額対象労働者の各業務の労働能率を計算します。今回の例について、各作業の労働能率を計算すると、商品の袋詰めは15.123%、商品の包装は43.333%、商品の検査は24.489%、それから清掃は43.333%となります。

○手順4 加重平均により労働能率を計算する

手順3で計算した4つの業務の労働能率を、手順1で出した作業割合（作業比率）で加重平均をとり、減額対象労働者の総合的な労働能率を算出します。4つの業務の労働能率をそれぞれA、B、C、Dとし、4つの業務の作業割合（作業比率）をそれぞれa、b、c、dとした場合、次の計算式で加重平均を計算します。

$$A \times a / 100 + B \times b / 100 + C \times c / 100 + D \times d / 100$$

よって今回の例について、次の計算式で加重平均による労働能率を計算します。

$$\underbrace{15.123 \times 50/100}_{\text{の作業}} + \underbrace{43.333 \times 30/100}_{\text{の作業}} + \underbrace{24.489 \times 15/100}_{\text{の作業}} + \underbrace{43.333 \times 5/100}_{\text{の作業}}$$

これを計算すると 26.4014% となります。

複数の業務に就かせる場合の減額率算定表は次ページを参考にしてください。

2 職務の内容、職務の成果等について（最低賃金法施行規則第5条柱書）
職務の内容（職務の困難度、責任の度合い）

職務の成果（一定時間当たりの労働によって得られる結果）

労働能力（指示の必要性、複雑業務の遂行の可否）

経験等（これまでの経験。今後その経験を生かしてどのような能力を発揮することが期待されるか）

3 減額率

職務の内容、職務の成果、労働能力、 経験を勘案した 最低賃金法施行規則第5条の減額率	%
--	---

上記1の労働能率の比較で算出した減額率の上限よりも高い減額率とすることはできません。